

## ■ 職員の出張・旅行等について

新型コロナウイルス感染症については、国内でも首都圏や関西圏などを中心に感染拡大が続いており、長野県でも、感染拡大防止に向けて取り組んでいます。町でも、国・県の基本的対処方針を基本に感染予防、感染拡大防止に努めておりますが、県外からの持ち込みを防ぐための水際対策として、町職員への感染拡大防止対策を、次のとおり強化することとしました。

つきましては、企業・団体等の皆様におかれましても、感染拡大防止の観点から、ご参考としてください。(以下、職員宛て通知)

### 職員の出張・旅行等に係る新型コロナウイルス対策の徹底について

- 1 首都圏や関西圏等の感染拡大地域への出張については、真にやむを得ない緊急の業務を除き、当面見合わせることを。

また、私事による旅行についても、感染拡大地域への旅行は、当面の間、厳に慎むとともに、緊急かつやむを得ない事情により、これらの地域に旅行する場合には、必ず事前に上司へ報告すること。

- 2 公務又は私事に関わらず、感染拡大地域に旅行する場合には、不特定多数が訪れる場所や混雑する店舗といった感染の危険性が高い場所は可能な限り避けるなど、移動途中や現地での感染防止対策に細心の注意を払うとともに、特に繁華街への外出など不要不急の行動は絶対に行わないこと。

- 3 所属長は、職員が感染拡大地域へ旅行した場合には、旅行中の行動（移動手段も含む行動経路や訪問場所、特にこれらの地域で三密（密閉空間・密集場所・密接場面の3つの密）が疑われる場所を職員が訪問していないかどうか）を詳細に聞き取り、感染リスクが高いと判断した場合には、業務場所の変更や自宅待機等を指示すること。

なお、所属長の判断にあたっては、これまでの「クラスター」の発生形態<sup>(※1)</sup>や訪問先の自治体による住民への要請事項・注意喚起<sup>(※2)</sup>等を参考とすること。

また、自宅待機等の必要がないと判断した場合であっても、帰町後、2週間は、不特定多数との接触を控える、密閉した場所での会議等に出席しない、至近距離での会話をしないなど、万が一に備えて感染拡大予防対策を徹底させるとともに、少しでも体調に異変を感じた場合には、直ちに職場に連絡させること。

※1 国内での「クラスター」は、これまでライブハウスや飲食店、スポーツジムなどで発生したとされています。詳しくは、厚生労働省がHPで公開している、「全国クラスターマップ」で確認してください。

※2 自治体による住民への要請事項・注意喚起は、接待を伴う飲食業の利用自粛や夜間・休日の外出自粛（東京都の例）など、各都道府県、市区町村が地域の現状に応じて発出していますので、訪問先の状況を適宜確認してください。